

ま え が き

この益田市交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法第110号）第26条第1項に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間に、益田市において講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定め、国、県、市及び関係機関、交通安全関係団体が市民の理解と協力のもと、地域の交通実態に即した効果的な交通安全施策を推進していくものです。

昭和46年以降、10次にわたる益田市交通安全計画を策定し交通安全対策を推進してきた結果、第10次計画（平成28年度から令和2年度）の実施期間である5年間と第9次計画（平成23年度から平成27年度）の実施期間の5年間の交通事故発生状況を比較すると、交通事故件数及び死傷者数は約4割減少しました。

これは、国、県、市及び関係機関、交通安全関係団体のみならず、市民一人一人が交通安全に対して地道に取り組んできた成果であると考えられます。

しかしながら、依然として高齢者が関与する交通事故の割合は高く、さらなる対策の実施により、事故そのものを減少させることが求められています。

国の第11次交通安全基本計画は、「令和7年までに24時間死者数を2,000人以下とし、世界一安全な道路交通を実現する。」という道路交通の安全についての目標を掲げています。

また、県においても、「交通事故のない安全で快適な島根」の実現を目指していることから、益田市においてもこの高い目標の実現に向け、高齢社会への対応や歩行者の安全確保等の対策に重点をおいて、積極的かつ着実に取り組んでいくこととします。

交通事故のない社会を実現するため、国、県、市及び交通安全関係団体のみならず、市民一人一人が、交通事故の危険性を十分認識し、交通事故のない社会を目指し、交通事故を起こさない、交通事故に遭わないという意識を再認識し、自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする意識を持つことが重要です。

市民の皆さまにおかれましても、それぞれの立場でこの計画の実現に向けて、積極的に対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。